

「サービス残業あつてはならない」の指摘に

塚原局長「その通りです」と信

東海

No.3136

16. 9. 9

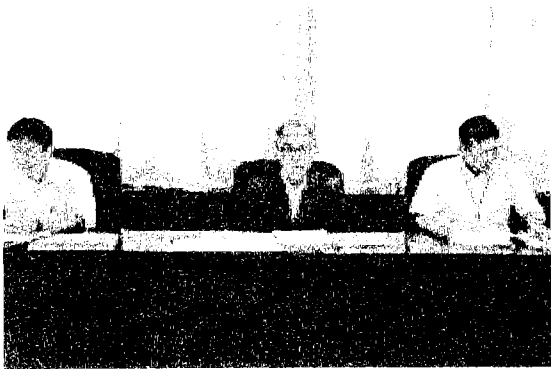
国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

定期大会での 要求書提出しよう

九月六日、東海建設支部は定期大会で新たに選出された支部新四役と塚原局長との会見を実施しました。会見では、深見委員長から①賃金要求、②空ポスト、③処遇改善、④サービス残業根絶、⑤労使関係について、塚原局長の見解を問いました。

深見新委員長が局長に 五点について姿勢を問う

深見委員長から挨拶の中で、①今年の人勧は、給与制度の総合的見直しによって殆どの職員が賃上げを実感できず、扶養手当の改悪は職員の生活を直撃する。本府省業務調整手当により中央と地方の賃金格差が広がる。こうした問題を改め



回答する塚原局長(中央)

これに対し、塚原局長は、『給与は職員の士気に影響する。本日伺った皆さんの問題意識について、色々話す機会があるので、話したい』と回答しました。『要空ポストについては、要員確保が第一であり、しつ

士気に影響と認識 話しする機会はある

かりと努力していくことが重要』との認識をしましました。処遇改善については、『フルタイム再任用は、今、希望を伺っている。組織全体として検討していく』、ベテラン職員の処遇改善では『組織のため努力し、貢献してきた人、全体として処遇改善をしていく』との回答に留まりました。

一方的な職種間は 職員のやる気を削ぐ

職種間交流はこれまで、電通・機械から土木への交流は続けてきました。今四月期人事で初めてとなる、土木から電通・機械職への職種間交流が行われましたが、職員の希望を無視して強行することとは問題であり、職員のやる気を削ぐことになりませよ』との指摘に塚原局長は、『希望とポストのバランスが取れていない、必ずしも希望通りとならないが、丁寧に聞いていく』と一方的な職種間交流を正当化するような回答に終始しました。

多くの職場で問題あり サービス残業を根絶せよ

深見委員長からは、支部大会で多くの分会からサービス残業について発言があったことを紹介しながら、これまでの当局の姿勢は、超過勤務は包括的な業務命令を行っており、日々超勤命令を出さなくても必要なきには実施してもらっている、との姿勢だったが、現在は、職員自ら所属長にお伺いを立てているのが実情であり、問題がある。当局の責任で働いた分はしっかりと超勤手当を支払うことと指摘。追及し、炭竈書記長の『サービス残業はあってはならないとの認識で良いか?』と質したところ、塚原局長は『その通りです』と回答し、各職場で横行しているサービス残業について、実態を調査し、根絶するように指摘したことについて否定はしませんでした。今後、支部・分会では、人勧に関する要求書とマイナンバーに関する要求書を提出し、定期期に向けて交渉を実施します。局長の姿勢の不十分な点を指摘し、要求実現に向けた取り組みを強化しましょう

問題が多いマイナンバー

マイナンバー制度に必要を口実に提示強要するな

各分会要求書提出し、
提示の任意性を確保へ

個人番号（以下「マイナンバー」という）法が施行された二〇一五年一月以降、各家庭に通知カードが送付されるとともに、二〇一六年一月よりマイナンバーカードの申請・交付が開始されています。マイナンバーカードには、個人番号・住所・氏名・生年月日及び顔写真が印刷され、公的な身分証明書になるとされています。マイナンバーカードにも個人情報が記録され、今後、各種サービスが連携した形で提供されていく予定です。

また、国家公務員においては、二〇一五年六月に閣議決定された「世界最先端国家創造宣言」において、マイナンバーカードの普及・利活用の促進の観点から、国家公務員身分証と一体化をすすめることとされています。これを受け国土交通省においては、「マイナンバーカードの取得は任意」としつつ、二〇一六年一月以降に本省庁で、二〇一七年四月以降に各地方機関でマイナンバーカードの身分証への活用を順次実施していくとしています。マイナンバーカードの取得は、任意であることが法

律上規定され、国民個人としての保険・税務書類に關するマイナンバー記載に關しても、現時点では義務規定は設けられていません。しかし、国土交通省当局が職員に提示している説明資料等には、こうした任意性の担保に關する記載が明確には行われていないと見受けられます。

このようなか、全国の職場から、マイナンバーカードをもとに個人情報漏洩した場合、プライバシーの侵害や「なりすまし」による被害など、個人が重大なりすましにさらされる危険が拭えず、「身分証としてカードの取得が強制される

マイナンバー制度における個人情報の適正な管理と、職員の権利を守ることを求める要求書記

1. 職員の保険・税務に關する諸手続き（源泉徴収、税金控除等）におけるマイナンバーの提示（カードの取得を含む）は、任意性を担保し、強制しないこと。
2. 国家公務員身分証とマイナンバーカードの一体化は、任意性を担保し、強制しないこと。また、一体化を希望しない職員に対しては、現身分証の更新を担保するなどの代替措置を保障すること。そのために必要な予算措置を講じること。
3. マイナンバー制度における職員の権利を保障し、任意性の範囲内においてナンバーの提示（カードの取得を含む）を行わないことを理由にあらゆるペナルティーを科さないこと。
4. 業務上で取得した職員及び国民・事業者のマイナンバーに対する漏洩防止対策を講じること。
5. 業務上で取扱うマイナンバーを適正に管理するための環境を整えるとともに、そのために必要な予算措置を講じること。
6. 業務上で取り扱ったマイナンバーの管理不備に歸する責任は、職員個人に負わせることなく、組織的な対応をはかること。
7. メール・イントラを使った職員周知だけで終えず、職場にて全職員を対象とした制度の説明会を実施すること。

のか「保険・税務の申請書などへのマイナンバー記載は義務なのか」といった不満・不安の声があがっています。また、職員からマイナンバーの提供を受ける業務に従事する事務担当職員及び、業務上で国民・事業者のマイナンバーを取扱う窓口職員等においては、情報漏洩時に厳しい罰則規定が設けられているも、個人責任が問われる事態に陥ることへの不安の声があがっています。

このことから、東海建設支部では、マイナンバー制度には、一定の任意性が確保されていることをあらためて全職員に説明するとともに、マイナンバー制度における個人情報の適切な管理と、職員の権利を保障し、職員個人に不利益を負わせることがないよう、当局に強く求めていきます。

